

1. 件名：検査制度見直しに関する中国電力株式会社との面談

2. 日時：平成31年2月7日（木） 13：10～14：40

3. 場所：島根原子力発電所 管理事務所1号館 集会所

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 金子課長、伊藤課長補佐

島根原子力規制事務所 足立所長、河原田原子力運転検査官、

熊澤原子力運転検査官

中国電力（株）島根原子力発電所 所長 他144名

5. 要旨

（1）原子力規制庁より、本年4月より予定している新たな検査制度に関する試運用フェーズ2（以下「試運用」という。）について、配布資料（1）に基づき説明した後、中国電力株式会社からの質問・意見を受け、意見交換を行ったところ、原子力規制庁より以下のとおり認識共有した。

a. 検査ガイドの重複の整理については、現在検討中であり、試運用向けのガイドは3月中に提示予定である旨を伝えた。なお、検査内容が重複・類似している放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の検査ガイドについては、現在、重複・類似の部分について統合を検討している旨を伝えた。

b. チーム検査と日常検査の運用の相違点は、検査実施前の通知、事前の情報収集等があり、試運用を踏まえて実施方法を具体化していく旨を伝えた。

c. 追加検査の試運用については、代表プラントである柏崎刈羽原子力発電所と大飯発電所において、重要度の高い指摘事項がない場合においてもこれが存在する状況を模擬して、どのような視点でどのような事項を確認するのか、どのようなチーム編成とするのかなど、追加検査

の計画、実施を検討する予定である旨を伝えた。

- d. 工場での立会いについては、現時点では実施手法、段取りなどの準備が十分でないことも踏まえ、事業者と調整しつつ、チーム検査として試運用を実施し、具体的なやり方を検討していく旨を伝えた。
- e. 重要度評価については、試運用で得られた指摘事項や過去の保安検査の結果等を利用し、その相場観を認識共有していく旨を伝えた。
- f. 事業者が自ら発見したパフォーマンス欠陥については、検査での気付き事項となるが、事業者が改善措置活動（CAP）で的確に対応している場合には、その状況も考慮要素となる旨を伝えた。
- g. 複数の指摘事項において共通する横断領域に関する問題がある場合の検査での具体的な対応については現在検討中であるが、通常の基本検査を実施する際に直接にこれを確認することはない旨を伝えた。
- h. 法定確認行為については、原子力規制検査によって確認される内容等との関係を整理中であり、試運用でこれを実施する際は、事業者と内容やタイミングの調整を行う旨を伝えた。
- i. 試運用で行う検査の範囲は現行の保安検査の対象より広く、今後実施する保安検査の内容はそれに含まれる旨を伝えた。

6. 配布資料

- (1) 検査制度の見直しに関する試運用実施のための説明会（フェーズ2）資料

<https://www2.nsr.go.jp/data/000261916.pdf>